

京都大学フィールド科学教育研究センターと環境省自然環境局との
森里海連環の再生及び地域循環共生圏の実現に向けた連携・協力に関する協定書

京都大学フィールド科学教育研究センター（以下「甲」という。）及び環境省自然環境局（以下「乙」という。）とは、森里海連環の再生及び地域循環共生圏の実現に向けた事業を実施するにあたり、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力して、我が国の森里海連環の再生及び地域循環共生圏の実現に向けた教育・研究及び社会連携の取組を進め、もってわが国の自然環境保全及び持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

（事業内容）

第2条 連携・協力事業の内容は次の通りとする。

- （1） 甲が進める森里海連環学の教育・研究・社会連携に関すること
- （2） 乙が進める地域循環共生圏の実現に向けた事業に関すること
- （3） 甲及び乙の自然環境および社会条件に係る研究成果および事業成果の共有に関する
こと
- （4） その他、我が国の自然環境保全及び持続可能な社会づくりに向けた取組に関する
こと

（連絡調整及び定期的な協議）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事業の円滑な実施を図るため、定期的に連携・協力事業の内容について協議を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年（2021年）3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲または乙からの解除の申し入れがない時は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後、この例によるものとする。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、双方協議して本協定を改定することができる。

(補則)

第5条 本協定に定めるもののほか、連携・協力事業に関し必要な事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

2 本協定に定める条項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議してその解決を図るものとする。

上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙各1通を保管するものとする。

令和元年12月13日

甲 京都市左京区北白川追分町

京都大学 フィールド科学教育研究センター長

徳地直子

乙 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省自然環境局長

鳥居敏男